



ふじよだ

第113号

# 議会だより

新議会の構成決まる(5月臨時会)

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

就任あいさつ



第六十代 議長

渡辺 忠義



第五十八代 副議長

渡辺 幸寿

市民の皆様には、平素より市政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今般、先の統一地方選挙におきまして、新たに選出されました議員による初の議会が開かれ、議員各位のご推挙により私たち兩名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、誠に身に余る光栄と存ずるとともに、その職務の重大さを痛感しているところでございます。

ご承知のように、先に発生しました東日本大震災は、大勢の人の生命を奪う未曾有の大災害となつてしまい、今、この国難を乗り越えるべく、日本人一人ひとりが自覚を持ち、一丸となつて、復興に向けての一步を踏み出したところであります。

昨今の社会経済情勢は、その震災の影響もあり、依然として厳しい状況ではあります。私たちは、復興に心を寄せながら、地方自治体として、自治の本旨を尊重する中で、さらなる自立への道を追求し、山積する諸課題に取り組んでいかなければなりません。

議会としては、議論を通じて市民福祉の向上・市政発展に全力を傾注して参ります。

市民の皆様の期待に応えられる議会運営を目指して、万全を期して参る所存でありますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。



18番  
奥協和一  
6回  
新成クラブ  
松山3-6-24  
23-5130



19番  
太田利政  
7回  
政友会  
下吉田4121  
24-5700



20番  
渡辺嘉男  
7回  
新成クラブ  
旭2-14-15  
22-1806

当選回数  
会派  
住所  
電話



11番  
及川三郎  
2回  
みらい  
上吉田3-15-16  
24-1636



12番  
戸田元  
4回  
新成クラブ  
上吉田5540-6  
22-1647



13番  
渡辺利彦  
4回  
新成クラブ  
下吉田5472  
22-1888



4番  
渡辺貞治  
1回  
政友会  
中曽根1-4-5  
22-1455



5番  
小俣光吉  
1回  
無会派  
新屋186  
23-4740



6番  
桑原守雄  
1回  
政友会  
大明見78  
23-0809

# 新議員の紹介 (議席順)



14番  
宮下正男  
4回  
あかつき  
中曽根3-1-36  
23-3284



15番  
渡辺孝夫  
4回  
あかつき  
旭3-11-3  
23-6551



16番  
渡辺忠義  
4回  
政友会  
下吉田879  
23-6439



17番  
宮下豊  
5回  
無会派  
大明見1125  
22-0340



7番  
佐藤秀明  
1回  
政友会  
松山2-10-16  
22-3437



8番  
横山勇志  
2回  
みらい  
上吉田4508-31  
22-1115



9番  
勝俣米治  
2回  
新成クラブ  
上暮地4-13-5  
22-3025



10番  
渡辺幸寿  
2回  
みらい  
新倉236  
22-4861



1番  
勝俣大紀  
1回  
あかつき  
小明見1637-1  
22-5342



2番  
羽田幸寿  
1回  
政友会  
小明見165  
22-0259



3番  
前田厚子  
1回  
無会派  
上吉田3629-7  
24-2722

質問席

演台

議長席

# 新しい議会構成の紹介

平成二十三年第二回臨時会が開かれました。

この臨時会は、統一地方選挙における議員の改選後初めての議会であり、正副議長選挙をはじめ、各委員会委員の選任、富士五湖広域行政事務組合議会議員及び山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が行われました。

また、市長より提出された専決処分報告や、副市長の選任、監査委員の選任などの議案を審査し、すべて承認または同意しました。

この結果、副市長に前田重夫氏、監査委員に松野貞雄氏、長田豊明氏が選任されました。

なお、議会選出の監査委員には、戸田 元議員が選任されました。

## 富士吉田市議会

議長 渡辺 忠義  
副議長 渡辺 幸寿

## 議会運営委員会委員

委員長 太田 利政  
副委員長 横山 勇志  
委員 奥脇 和一

渡辺 孝夫  
渡辺 利彦  
佐藤 秀明

## 総務経済委員会委員

渡辺 嘉男  
宮下 豊

渡辺 忠義  
宮下 正男  
渡辺 利彦  
横山 勇志  
桑原 守雄

## 文教厚生委員会委員

奥脇 和一  
渡辺 孝夫  
戸田 元  
及川 三郎  
佐藤 秀明  
渡辺 貞治  
前田 厚子

## 建設水道委員会委員

太田 利政  
渡辺 幸寿  
勝俣 米治  
小俣 光吉  
羽田 幸寿  
勝俣 大紀

## 富士五湖広域行政事務組合議会議員

奥脇 和一 宮下 正男  
渡辺 幸寿 勝俣 米治  
桑原 守雄 小俣 光吉  
渡辺 貞治

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員

太田 利政

## 議会選出監査委員

戸田 元

# 会派の届出

会派の結成の届出があり、これにより、会派別人員構成は次の通りとなりました。

( 印は会派の代表です。 )

### 《政友会(六名)》

太田利政 渡辺忠義 佐藤秀明  
桑原守雄 渡辺貞治 羽田幸寿

### 《新成クラブ(五名)》

渡辺嘉男 奥脇和一 渡辺利彦  
戸田 元 勝俣米治

### 《あかつき(三名)》

渡辺孝夫 宮下正男 勝俣大紀

### 《みどり(三名)》

及川三郎 渡辺幸寿 横山勇志

### 《無会派(三名)》

宮下 豊 小俣光吉 前田厚子

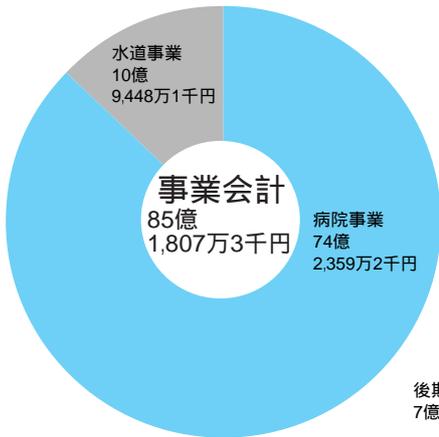
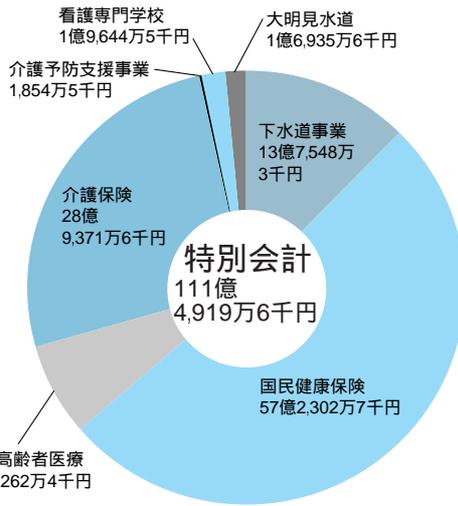
# 平成二十三年年度予算

総額 **三百七十六億**  
**四千五百二十六万九千円**

平成二十三年三月定例会は、三月二日開会され、二十一日間の会期を終えて三月二十一日に閉会しました。

この定例会では、平成二十三年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など十会計予算をはじめ、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定一件、富士吉田市国民健康保険税条例など条例の一部改正五件、平成二十二年度一般会計補正予算など補正予算四件、市道の認定廃止二件、指定管理者の指定について七件、その他一件、合計三十件の市長提出議案を審議し、すべて可決しました。

市政に対する一般質問は四人の議員が行いました。



三月定例会 会期日程	日程	内容
3月2日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)	
7日	本会議 議案の追加提案・委員 会付託 市政一般質問	
9日 11日	予算特別委員会 付託議案の審査	
15日	総務経済委員会 付託議案の審査	
16日	文教厚生委員会 付託議案の審査	
17日	建設水道委員会 付託議案の審査	
22日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 (閉会)	

《編集委員会》

- 委員長 太田 利政  
委員 奥脇 和一 渡辺 孝夫  
渡辺 利彦 横山 勇志  
佐藤 秀明

# 委員会の審査から

予算特別委員会  
文教厚生委員会

総務経済委員会  
建設水道委員会

## 予算特別委員会

平成二十三年年度「一般会計特別会計、事業会計など、合計の予算を審査するため、予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、二日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

委員長 松野 貞雄  
副委員長 佐藤みどり  
委員 土橋 舜作  
奥脇 和一

渡辺 信隆  
宮下 豊  
渡辺 孝夫  
渡辺 利彦  
渡辺 幸寿  
横山 勇志

### 一般会計

本案は、平成二十三年年度富士吉田市一般会計予算でありまして、予算総額は、百七十九億七千八百円で、前年度当初予算に比べ七・四％の減少となっております。

主な歳入についてであります。市税については、長引く景気の低迷の影響等により個人市民税の大幅な減少が見込まれることから、全体においては、前年度当

初予算に比べ二・九％減の五十九億二千五百万円余りが計上されております。

地方交付税については、普通交付税と特別交付税との算定割合の見直しにより、それぞれの額の増減はあるものの、全体としては前年度当初予算と同額の二十六億五千万円が計上されております。

また、国・県支出金においては、三十四億六千七百円余り、分担金及び負担金十三億五百万円余り、市債十三億六千四百円余り、その他の収入三十二億六千五百万円余りが計上されております。

次に、歳出についてであります。市民生活に直接関係する事業、懸案解決のための事業や継続的な事業等を計上した骨格的な予算ではあります。富士の自然と文化を活かし、ともに築く、自立と創造のまち富士吉田」を将来の都市像に掲げた第五次総合計画の体系に沿って、第一章「安心で健やかな暮らし環境の確保」に五十八億五千八百

万円余り、第二章「恵み豊かな自然の享受と継承」に十一億八千万円余り、第三章「安全で快適な暮らし環境の構築」に二十七億六千万円余り、第四章「活力ある地域経済社会の構築」に四億七千万円余り、第五章「市民文化の形成」に二億六千万円余り、第六章「豊かな人間性の育成」に十億八千六百万円余り、第七章「世界に開かれたまちの形成」に八千九百万円余り、第八章「市民と行政の役割分担」に六十三億八千五百万円余りが計上されております。

万円の確保はもとより、国・県支出金等特定財源の確保等にも力を注ぎ、基金の有効・適切な活用などを含めて財源の確保を図りつつ、引き続き本市財政の健全性が確保されることが望まれるところであります。

新年度予算は、骨格予算ではあります。第五次総合計画に基づいた、総合的な行財政運営の推進を図るための予算として妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定

しました。なお、審査の中で、明見湖公園体験工房施設について、環境団体のみならず、他の団体からも広く利用されるように努めて欲しいとの要望がありました。

財政厳しい折でのコミュニティセンターの大規模改修について、疑問視する中で、税収の減少等により厳しい財政状況が予想される中での予算編成については、全体的にシビアに対応していくべきであるとの意見がありました。

慶応義塾大学との連携については、大胆に予算をかけて、より市民に降りやすい事業を展開して欲しいとの要望がありました。

市内五ヶ所のコミュニティセンターは、地域や施設によつて、それぞれ利用率や利用形態が異なるはずなので、職員配置等運営方法については、柔軟に対応して欲しいとの要望がありました。

市が実施しているあらゆる相談業務について、よりきめ細やかな対応がなされるように、相談者のプライバシーが保護される相談場所の確保等に努めて欲しいとの要望がありました。

自然エネルギー設置事業に関連し、小水力発電については、水利権の問題等一つひとつクリアしていく中で、導入に向け、努力して欲しいとの要望があり、また、二酸化炭素の削減については、本市独自の削減目標を設定するべきであるとの意見がありました。

老人福祉センターについては、指定管理者による運営形態となつても、サービスの低下を招くことのないように対応して欲しいとの要望がありました。

鳥獣対策、特に熊への対策については、地域住民の安全安心確保のため、十分な施策を講じて欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

リニューアルした市民会館については、申し込み期日を見直すなどして、より市民の使いやすい施設として、また、いろいろな興行等がスムーズに実施されるように、その運営については柔軟に取り計らって欲しいとの要望がありました。

ても検討して欲しいとの要望がありました。

沿道区画整理事業については、寄せられているクレーム等の事実関係を把握し、適切かつ誠意ある対応をする中で、一日も早く事業が完了するように努めて欲しいとの要望がありました。

積雪時の学校の休校等の決定について、地域によって積雪量も異なることから各学校が独自で判断できるような形態をとる等、積雪時には児童生徒の安全確保を第一に考え、積極的に対応して欲しいとの要望がありました。

放課後子ども教室については、地域で支え合うという意味からも、富士小学校に限らず、広く推進して欲しいとの要望がありました。

総括質疑の中で、本市の財政状況は、数値上、県内では二番目に良好であるとされているものの、現状は自主財源が乏しく、国県等からの依存財源があったとしても、負担を伴う新しい事業を実施することは困難であるという、厳しい状況にあることを正確に市民の皆様にお知らせし、また理解していただく中で、市全体が一体となって、まちを盛り上げていこうという機

運が高まるような行政運営に努めて欲しいとの要望がありました。

### 特別会計・事業会計

特別会計は、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の七特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の二事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中で、下水道事業特別会計では、使用料の滞納額が多額であることに鑑み、公平性という観点から、滞納者特に水を商売にしているような滞納者に対しては、強い意志をもって対応して欲しいとの要望がありました。

また、今後においては、滞納処理に対して、新しい考え方を取り入れた市の姿勢を明確にすることが肝要であり、早々に市の方針を定めるべきであるとの意見がありました。

また、総括質疑の中で、下水道については、整備に加入率が伴わないことのないように、今後の本市の下水道整備については、アン

ケートなどにより市民の声を聞きながら、効率的かつ効果的に進めていく必要があり、整備計画も三年、五年ぐらいのスパンで柔軟に見直すべきであるとの意見がありました。

国民健康保険特別会計では、総括質疑の中で、少子高齢化のさらなる進展に伴い、本市の国保会計がより圧迫される可能性があることに鑑み、市民一人ひとりに国保会計の現状について、分りやすくPRし、その結果、安易な通院を控える等の協力をしていただけるよ

うに努力して欲しいとの要望がありました。

## 総務経済委員会

### 審議案件

#### 議案第十一号

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

#### 議案第十二号

富士吉田市民国民健康保険条例の一部改正について  
議案第十三号  
富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について  
議案第十九号

議案第十九号

うに努力して欲しいとの要望がありました。

介護保険特別会計では、介護給付費準備基金の確保に努めながらも、低所得者に対しては、きめ細やかな対応をして欲しいとの要望がありました。

看護専門学校特別会計では、本校を郡内唯一の看護学校であると位置付けている山梨県に対して、本校の位置付け・存在意義を再確認する中で、本校存続の必要性及び今後の協力体制等について、協議してほしいとの要望がありました。

富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について  
議案第二十七号  
平成二十二年年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）

審議結果  
本案は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定でありまして、平成二十三

年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められま

年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められま

べきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市民国民健康保険条例」の一部改正でありまして、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の軽減割合について、所要の改正を行なうものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、今回の改正は各自治体独自の判断で実施するものであり、現在の厳しい経済状態下において、市民の負担が軽減される改正であり、今後も健全な国保会計の運営に努力して欲しいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率の引き上げを一年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定でありまして、

地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、富士吉田市立市民ふれあいセンターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、平成二十二年年度富士吉田市一般会計補正予算第五号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ九億八千四十一万九千円を追加し、総額を二百八億千三百五十二万九千円とするものであります。

歳入では、市債四億五千二百五十万円、地方交付税二億二千五百万円、教育費国庫補助金一億千五百二十二万六千円等を増額するものであります。

歳出では、小学校屋内体育施設改築事業費六億三千六百二十二万三千円、退職手当にかかる人件費二億五百二十四万九千円、障害者福祉費四千三百五十九万七千円等を増額するものであります。また、企画・調整事業外二十二事業、七億七千五百五十八万九千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定でありまして、

# 委員会の審査から

予算特別委員会  
文教厚生委員会

総務経済委員会  
建設水道委員会

## 文教厚生委員会

### 審議案件

議案第十四号

富士吉田市特別会計条例の一部改正について

議案第十五号

富士吉田市地域包括支援センター及び富士吉田市内宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第二十号

富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について

議案第二十一号

富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について

議案第二十二号

富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第二十三号

富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について

議案第二十四号

富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について

議案第二十五号

富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

て

議案第二十六号

町の区域及び名称の変更について

議案第二十八号

平成二十二年年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第三号）

議案第二十九号

平成二十二年年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第一号）

### 審議結果

本案は、「富士吉田市特別会計条例」の一部改正でありまして、老人保健特別会計の廃止に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市地域包括支援センター及び富士吉田市内宅介護支援センター」の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、在宅介護支援センターを地域包括支援センターに統合し、機能強化を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認めら

れますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、両センターが統合する事により市民サービスの低下につながるのではないよう、努力してほしいとの要望がありました。

本案は、富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、社会福祉協議会から事業団に所属が移った職員の待遇について、相手の立場に立った対応をしてほしいとの要望がありました。

本案は、富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、富士吉田市地域福祉交流センターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

人福祉センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、富士吉田市立老人福祉センターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、富士吉田臨床検査センターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、小ホールなどの利用時において、駐車場が不足して市民に迷惑がからぬよう、指定管理者のみならず、市も対応をしてほしいとの要望がありました。

また、市立病院跡地の利用について、新倉南線が開通した時には、利用者の安全を確保するような対応をしてほしいとの要望があり、また、今後の中長期的な利用計画を検討すべきであるとの意見がありました。

また、現在、市立病院跡地は工事関係の残土置き場となっている状況なので、竣工式までには整地が終わるよう努力してほしいとの要望がありました。

また、四月からはいくつかの、大きなイベントの開催が控えているので、駐車場の問題については、利用者の利便性を第一に考え、早急に積極的な対応をしてほしいとの要望がありました。

本案は、富士吉田市民の

体育施設の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の第二第三項の規定により、富士吉田市民の体育施設の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、グラウンドの利用が有料になったので、減免の基準をしっかりと明示して、市民から苦情が出ないように対応してほしいとの要望がありました。

また、体育施設の利用申請については、公の市民大会などは優先して利用できるような配慮を検討してほしいとの要望がありました。

本案は、町の区域及び名称の変更でありまして、「緑ヶ丘二丁目編入地区」の住居表示につきまして、下吉田の一部を緑ヶ丘二丁目に編入することについて本年四月二十五日から、また、「下吉田南部国道百三十九号周辺地区」の住居表示につきまして、新町名を下吉田一丁目から五丁目までとし、松山の一部を松山一丁目に編入することについて本年十月十一日から実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、平成二十二年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第三号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億千一百一十七千円を追加し、総額を二十九億二千四百六十二万七千円とするものであります。

歳入では、介護給付費準備基金繰入金三千四百九十三万九千円、介護給付費交付金二千二百十三万円、調整交付金千四百八十一万六千円等を増額するものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費三千七百二十四万九千円、施設介護サービス給付費三千三百三十万円、居宅介護サービス計画給付費千五百五十一万四千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、平成二十二年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算第一号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ百八十万円を減額し、総額を千七百三万八千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金三百二十八万八千円を増

額し、居宅介護サービス計画費収入五百八万八千円を減額するものであります。歳出では、介護予防支援事業費百八十万円を減額す

## 建設水道委員会

### 審議案件

#### 議案第十六号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 議案第十七号

市道の廃止について  
議案第十八号  
市道の認定について

### 審議結果

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、老朽化した木造一戸建住宅の取り壊し及び市道新倉南線整備に伴う県管住宅の移譲に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、市道の廃止でありまして、山梨県が整備を進めております「活性農道整備事業」の農道整備に伴い、新たな大明見古宮線を

るものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

市道認定することから、従前の大明見古宮線を廃止しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、大溝上線、西原三十号線、西原三十一号線、西原三十二号線及び大明見古宮線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。



年4回/15,000部 市内全域配布!

# ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局

0555-22-0612(直通)

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

戸田 元 議員



## 平成二十三年 度 予算について

### 一回目の質問

IT化・ネットワーク化・価値観・ニーズの多様化は地球規模で、不況やギリシヤ危機にみえるような大規模な変革をもたらし、更には国内外において地球温暖化による自然災害と、何かにつけ先行き不透明な昨今である。その上、国政は政権交代劇があったものの、様々な混乱で社会全体が閉塞感でいっぱい状況下である。

当然、当市においても喫緊の課題である景気雇用の問題は、どんな美辞麗句で飾っても何をしようにも改善が見えないのは私だけではないと思う。

今般平成二十三年度予算が提案され、市長は概要説明で骨格的な予算の内容としているが、言われているように厳しい財政状況である。この時だからこそ歳出については聖域を設けることなく徹底した改革に取り組み、制度・政策を洗い直し、経常経費等を圧縮しては如何か。

提案内容をざっと見ても歳出では昨年に比べて十四億四〇〇万円余りの削減であるものの、比べる前年度予算の内容ではその内二十二億円余りが図書館建設にかかるもので、実質この市税の減収や国の制度見直しなどの減額対応に相応出される様な額ではないと思つ、ともかく、緊急を要する懸案事項を解決し、安心安全で快適な市民生活を確保するために、何としても必要な財源確保が重要だと思つ。この限られた収入に對し、今年の編成での経常経費等歳出の削減にどう対処したか具体的に説明願いたい。

また、新年度において、地方自治法第二百四十四条二第三項の規定により地域福祉交流センター・市立老人福祉センターで、新たに指定管理者制度を取り入れることとしているが、これまでの市民会館や青少年センター等については同じ指定管理者の指定であってもサービス等何らさしたる影響もなく来られたのが、今般は対象が社会的にも環境的にも多くの支援サービスが必要とする市民が対象となる施設である。

これまでに受けていた様な形がサービス低下にならないか、不便にならないか、憂慮されるのは私だけではないと思つ。勿論相当な準備はあつてのことと思つが、指定管理者移行についての準備状況、懸念されるようなサービス低下の不安への対応等その概要について説明願いたい。

### 一回目の市長答弁

本市の事務事業は、事業の必要性、達成度、経済効率性、事務効率性、施策への貢献度の五つの観点から、主観的評価、客観的評価、最終評価の三段階による事務事業評価を行い、これをもとに事務事業の検証・統廃合などを進め、事業予算のトリム化を図つた。

また、経常的な事務事業は、事業部ごとに、事務事業評価の結果、事業規模や

その内容、過去の執行状況等を勘案する中で枠配分を設定し、その範囲の中で各事務事業の割り振りを決定するなど、各事業部の課題に對応した事務事業の優先や効果的な配分により事業費の縮減を図つた。

平成二十三年度予算は、事務事業評価による事業の見直しや枠配分方式の導入などにより、事業費の縮減を図つた上で、予算の編成を行ったものである。

指定管理者制度導入への対応について、福祉ホールと地域福祉交流センターへの指定管理者の指定は、社会福祉協議会と社会福祉事業団との間の介護関連事業

の整理統合に伴うものであり、特に事業の継続性や利用者への環境に配慮すること重視し、施設及びスタッフはそのまま継続する形をとるものとしている。

各施設の管理については、事業を引き継ぐ社会福祉事業団が指定管理者となることにより、効果的・効率的な管理運営が期待できるものと考えている。

また、高齢者の様々な社会活動の拠点として活用されている老人福祉センターへの指定管理者制度導入は、社会福祉協議会を管理者として指定するものであり、本市の地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会が



いきいきサロン

実施している多岐にわたる福祉活動と、当施設の事業を融合させることにより、高齢者の社会活動の機会の増加や健康づくりへの取組みなど、高齢者福祉の一層の進展が期待できるものであり、サービスの低下にはならないものと考えている。

### 二回目の質問

歳出削減については私の質問に對して、事務事業の見直しなど努力されているとの答弁を頂いた。ただ枠配分の設定などで、事業や事務内容の細部に渡つての検討もなく、何にもかも一律同ペースでの上積みや削減と言つ作業が行われているのかと懸念される。

そこで、まず主観・客観・最終評価の三段階で行つているとお答えであり、この評価には外部の方が入つていると考えてもいいのか。

更に、骨格的な予算の中での質問で、事業を具体的に洗い出してと言つふうにはなつていない事は承知しており、また、事務事業評価に努め事業費予算の縮減に努力している事も理解している。

しかし、私の伺つている事は義務的経費である経常経費の削減について質問をしている。再度伺つ。経常経費の削減について具体的に何をどの位削減したか説明願つ。

指定管理者制度導入によ

り以前よりいずれの団体も制約が少なくなり、自由な活動が可能になると言う反面、受託者が財政面の制約からサービスに影響する人件費や経費の削減に陥る事が生じないか心配される。いつしか外部発注が随意契約になったりして「行政補完型」の制度としてマンネリ化しないか心配される。そこで、サービスの低下にはならないとの答弁を頂いたが、これらを検証するシステムがあると思うが、お聞きせ願う。

二回目の市長答弁

現在行っている事務事業評価は、市の内部組織において、事務事業を三段階で評価する手法を取り入れ、その実効性を高める中で実施しており、今後においては、外部評価の導入を含めて手法の見直しを行って参りたいと考えている。

企画管理部長答弁

義務的経費である経常経費の削減について、本市の平成二十三年当初予算における義務的経費については七十七億九千七百万円余りで、前年度当初予算に比べ四千八百万円余り減少し

ているものの、歳出に占める割合は四十三・三％であり、前年度当初予算に比べ二・九ポイント増加している。

人件費について、退職人数の減少など職員の更新陳代謝や期末勤勉手当の改正などにより三億千三百万円余り減少したものの、公債費については元金償還額の増大により千五百万円余り、また、扶助費についても子ども手当の増大などにより二億五千万円余りの増加という内容になっている。

指定管理者制度の検証システムについては、平成二十一年度に策定した「富士吉田市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、適正な運用に努めているところであり、このガイドラインでは、指定管理者の募集から協定書締結までの導入の手順、協定書や仕様書等の統一書式、指導・監督、指定の取り消し、モニタリング指針などを定めており、このモニタリング指針により、施設の管理・運営状況を調査・確認し、指定管理者制度導入による市民サービスの質の向上とコストの削減が図られているかなどについて検証を行っている。

人的内部的起因型危機管理について

一回目の質問  
昨年三月議会において、

私は地方自治レベルの「危機管理」についての質問を行い、その中の四つ目として組織内における「人的・内部的起因型危機」について質問した。

その答弁の中で市長は、「機会あることに綱紀粛正の徹底や全体の奉仕者としての法令の遵守は勿論のこと、市民福祉の向上と公共の利益に努めるよう指示しているところである」と結んでいる。

一月八日付け山日新聞で、「定年職員に特別昇給」の大見出しで、お手盛り昇給実施のごとくとられる様な報道がなされ、市民からは「市はいつたい何をしているのだ」と批判を浴びた。これは一個人のミスではない。市民に対して行政全体の信用失墜をさせることになった。

内容はともかくこの様な事態が発生した裏には、職員の財政危機、職員倫理等の危機管理意識の欠如があるのではないかと。もう一度職員管理について検討して頂きたい。

これは、単なるミスで済まされる件ではない。どうしてこのような状況が発生したのか、市民にとっては、大きな行政不信を招く原因となる。

この点について、「内部危機管理」をどう考え、どう徹底しているのか説明願う。

一回目の市長答弁

「人的内部的起因型危機管理」について、行政が諸事業を進める上で最も重要なことは、市民との信頼関係であり、職員のミスやトラブルについては、この市民との信頼関係を阻害するばかりでなく、他の職員の勤務意欲や市民の納税意欲の低下など、行政全体に少なからぬ悪影響を及ぼすものと認識している。

また、ミスやトラブルの原因の多くは、注意力や集中力の欠如、チェック不足、あるいは勘違いや思い違いなど、職員個人の自覚や意識に起因するものと考えている。

職員に対する危機管理意識の啓発・高揚等については、あらゆる機会を捉え、地方公務員法や服務規定はもとより、各種法令などの遵守の徹底及び全体の奉仕者として、市民福祉の向上と公共の利益に努めるよう指示してきたところであり、なお一層の徹底を図るとともに、コンプライアンス条例制定のための取組みや管理職員を対象とした新たな研修の導入などについても検討し、さらなる職員の意識の高揚を図って参りたいと考えている。

守すべき「法」とは何かという事を改めて考えると、言う基本認識が必要だと思つた。コンプライアンスの確立で法を見つめる基本的な視点に立つと同時に社会規範の遵守を入れて考える事も必要である。

私が、昨年の三月議会と同じ質問と同じ回答を頂いており、それでもこの様な不祥事が起きている。本日にコンプライアンス条例制定のための取組みや管理職員を対象とした新たな職員研修の導入や更なる職員の意識の高揚で本日に再発しないと思つているが、コンプライアンス条例の中身とともに再度、説明願う。

また、市長は新聞紙上でこの件に際して陳謝しているが、未だ議会には何の報告も無く陳謝もしていない。執行者のチェックをするのも議会の役目で、その気持ちは、お持ちが。

責任の所在の明確化、迅速かつ適格な事実の処理により、住民の行政に対する理解と信頼の確保に努めて頂きたい。

この立場を認識して、職務以外の法令等、さらには社会規範やルール、マナー等についても率先して遵守しなければならない。

また、たとえ法令等で禁止されていなくても市民の信頼を損ねてしまう行為は行なわない、加えて、法令により義務化されていなくても市民の信頼や満足度が向上するような行為を無意識のうちにも行えるよう、職員の意識改革とそのため体制の整備等が必要であるとされている。

こうした取組みを具現化するための法的根拠として、また、職員のみならず、市民の皆様にも目に見える形で取りまとめたものがコンプライアンス条例であると認識している。

具体的な内容等については、今後の検討になるが、執行者、管理職、一般職員それぞれ立場での責務や心構え、推進のための組織整備、問題発生時の処理体制、不正な要求への対応、内部通報体制などを想定している。

これら一連の取組みを進めることにより、これまで以上にミスや不正等の防止に努めるとともに、市民の信頼回復につなげて参りたいと考えている。

二回目の市長答弁

職員は、正職員、臨時職員あるいは常勤形態等の区別にかかわらず、全員が公務員である以上、その職務について法令等を遵守することは当然であり、市民の信頼を何よりも大切にしなければならぬ公務員として

一回目の質問

危機発生は何時どこで何が起きるか分からない。地方自治体の運営にあたり遵

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

秋山 晃一 議員



## 国民健康保険について

### 一回目の質問

長引く不況と非正規労働の拡大により市民の生活は苦しさを増している。とりわけ年金者の生活は特に厳しいものがあり、とくに働けなくなった高齢者の生活は大変である。

ところが、国は物価が下がったからと年金を減額し、介護保険の見直しで自己負担の増加を求めるなど、住民生活を守るどころか、ますます破壊するようなことをしようとしている。

こんな時に、市政が第一に考えるべきことは、住民の福祉の増進・住民のくらしを守ることであり、市内

げでなく、国保制度を厳しい状況に追い込んだ最大の要因である国の負担率の引き下げという事実を明らかにして、国及び県に対して、負担率の引き上げを強く求めていくべきだと考えるが、いかがか。

### 一回目の市長答弁

で今、困っている人のことを第一に考えて、そこに手をさしのべる、相談に乗るような政策を進めることだと考えるが、市長の認識はいかがか。

国保税についてであるが、私がこの四年間取り上げてきたのは負担能力を超えた国保税に対して納税可能な税額への見直しであるが、市長は、平成二十一年十二月議会で「市民が大変な負担をしている」という認識だと答弁されているが、税額の引き下げを中心とした見直しは、実行されていない。

二十三年度の国保特別会計予算案をみると、歳入では基金から三億円余りを繰り入れているが、一般会計から法定外の繰り入れは行わないとのことなので、このままの状態が進めば、やがて国保税の引き上げということが懸念される。

まずこの点で、この四年間の国保会計の推移そして、市長の考える国保会計の見直しはいかがか。

次に、国保会計の悪化に対して、国保税額の引き上

により対応する。次に、国保財政における国等の財政負担についてであるが、国においては、将来の国保制度のあり方について都道府県単位の地域保険の創設を計画しているところであり、本市においては、これらの動向を注意深く見守るとともに、国と地方の財源のあり方について、現状での財源構成の早急の見直しや公費負担割合の引き上げ等の国による財政措置の拡充について、現在、県市長会等を通じ国に強く要望している。

## 低所得者への住宅の提供について

### 一回目の質問

公営住宅法の第一条は「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸して生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と公営住宅の目的を述べている。

今、市の住宅政策は家賃が安いところは老朽化しているの、入居者が出て行った場合閉鎖する。また、市営住宅が新築された場合は新しい家賃の体系でと考えているようだが、これでは、ほぼ国民年金だけで生計を立てられている、生活保護水準以下の市民は入居が難しくなる。生活困窮者に対する住居の提供ということに対して市長はどのように考えているか。

また、市営住宅への入居の条件として「税の滞納がないこと」という項目があるが、安い家賃の市営住宅に入居してこそ、生活をやり直して、分割でも税の納入を考えるとえられるものではないかと思いが、いかがか。

次にホームレスなど、住居を失っている人への緊急一時的な住まいの提供についてであるが、市の仕事は住民の一番身近にあるところとして、その不安や願いに応えることだと思つことから、住む所に困っている市民が利用できる緊急一時保護的な施設が市内にも必要だと考えるが、いかがか。

### 一回目の市長答弁

生活困窮者への住居の提供についてであるが、市営住宅の建替えの場合の家賃については、既設住宅への入居を希望される場合、各々の住宅ごとに入居者の所得によって四段階の家賃設定を行っており、既存の住宅の中には、比較的家賃が安く設定されているものもあり、年金のみで生活する方も入居頂いている。

生活困窮者に対しては、このような公営住宅制度の活用により、低廉な家賃での住宅提供を行っていく。

次に、市営住宅への入居資格についてであるが、納税は国民の義務であり、市税は公営住宅を建設し管理するための原資でもあることから、市税の滞納がないことが入居の条件の一つとなることは、市民の皆様からも御理解いただけるものと考えている。

緊急一時保護的な住まいの提供については、現

### 二回目の質問

潤沢にあつた基金がこの四年程で大変少なくなつてきている。収支のバランスの崩れが、税率の改定というようなことにならないかと危惧される中で先見性を持ってあらゆる手を尽くすべきだと考え、見直しをお聞きしたわけだが、その点はいかがか。

### 二回目の市長答弁

また、多くの自治体が国保税引き上げを余儀なくされている中、本市においては、財政調整基金の積立残高が十億八千万円余りあることから、平成二十三年度については、基金の繰入れ

また、「国保会計の安定のためには、国の負担の増額が必要だ」という市長の認識が示されたと考えるが、そう受けとめてよろしいか。

### 二回目の市長答弁

国民健康保険特別会計の今後の見直しについては、決算等の経年的な推移により大変厳しいものとなってきていることから、特定健康診査を始めとする保健事業を

在、本市には該当する方はおらず、離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又はそのおそれのある方に対しては、住宅手当の支給により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

### 二回目の質問

既存の公営住宅の中には低い家賃の住宅もあるのは承知しているが、この不景気で入居希望者が増加することが予想され、入りたくても入れないという状況になった時にその戸数を拡大するつもりがあるか。

また、税の滞納をするほど生活が困窮している方の市営住宅入居について、入居後に滞納していた税の分割納税を約束してもらうなど柔軟な方法が考えられないか。

また、そのことと生活困窮者には公営住宅の利用によって住宅提供をおこなうという答弁と矛盾するようにも考えられるが、その点はいかがが。

### 二回目の市長答弁

公営住宅の戸数拡大についてであるが、本市の市営住宅については、今後、計画的に整備を行うこととし

ており、その整備に当たっては、いたずらに戸数を拡大することなく、人口減少など社会状況の変化等を考慮する中で整備していく。

次に、市営住宅への入居資格についてであるが、市税は本市の行政サービスの原資であり、そのひとつに公営住宅の建設や管理があることから、市税の完納が公営住宅の入居の条件になっていることは、何ら矛盾しないものと考えている。

## 子どもと高齢者の医療費助成について

### 一回目の質問

医療費無料で診療が受けられる対象年令を中学三年生まで拡大することについて、市長は昨年十二月に新日本婦人の会富士吉田支部の代表と懇談をされた際に「子どもと高齢者の医療費助成について、中学校三年生までに対象年齢の拡大をしてほしい」という申し入れに対して、中学三年生まで広げる方向で考えている」との考えを示したが、この三月議会には議案として出されていない。いったい、いつからの実施を考えているのか。

次に、高齢者の医療費助成についてであるが、国からは「後期高齢者医療制度」に変わる形は示されていないどころか、国民健康保険

にもどって加入した上で六十五歳以上だけで別助成という今までの高齢者差別の制度が言われている。地方自治体としては、やはり独自の制度をつくってでも住民を守るという心が必要ではないか。七十歳以上の方への医療費の助成制度、当面はその中で生活困窮者への医療費助成制度をつくるべきだと考えるが、市長の考えはいかがか。

### 一回目の市長答弁

子どもと高齢者の医療費助成についてであるが、今後における対象年齢拡大の実施時期などについては、平成二十三年度当初予算については、骨格的な予算としたことから、実施時期については、市民の皆様への考えを率直に御説明申し上げ、御判断を頂き、早期に表明、実施していく。

次に、高齢者の医療費助成についてであるが、本市における高齢者の一人当りの医療費については、七十歳未満の方の約三・五倍に達しており、医療費の自己負担が割でも高齢者世帯には重い経済的負担となっているものと認識している。本市独自の高齢者の医療費助成制度の創設については、高齢者福祉の視点、また財政状況について研鑽を行い、助成制度の創設の可能性については、今後検討すべきものと考えている。

### 二回目の質問

高齢者への医療費助成であるが、医療費の自己負担が割でも重い負担になっているという認識だが、制度的には二割の自己負担はすでに決定している。

本年の割負担もあくまで来年の三月までの時限的な措置で、その先の保障はない。早急な検討が必要かと考えるが、いかがか。

### 二回目の市長答弁

高齢者への医療費助成について、市独自の助成制度の創設は今後検討すべき課題であると考えているが、当面は国の高齢者医療制度改革の推移を注視しながら、現行制度に沿った運用を行っていききたい。

## 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について

### 一回目の質問

市長は、環太平洋戦略的経済連携協定にかかる交渉への参加について賛成だと回答している。県内の数少ない首長の一人である。

二月十日にはJ・A山梨と県農政推進協議会が母体となった総決起大会が開かれ、ここでは決議として、TPPへの参加により、食料自給率が十四％に落ち込み、農林水産業が壊滅に陥るだけでなく、地域経済や雇用

にも大きな打撃を与えることから、安全・安心な食料の安定供給と併せて農林水産業が果たしている地域経済・社会、雇用の安定を確保することを国家戦略とすべきと呼びかけ、最後にTPP交渉への参加に対して、断固反対する運動を展開していくと結んでいる。

このような県内の動きもある中で市長が賛成と回答された真意はどのようなものか。

### 一回目の市長答弁

TPPについては、農産物においては、我が国に与える影響が懸念されていることから、必要に応じて関税撤廃の例外を設定する必要があると考えている。

この問題は、外交上の判断や仮にTPPが締結された時のメリット、デメリット等を事前に検討し、慎重な議論の中で、日本の姿勢を国際社会に表明しなければならぬ問題と考える、そのため、協議に参加することに賛成と回答したところである。

### 二回目の質問

私の認識では、自由貿易協定FTAという二国間協定では関税撤廃の例外品目の交渉の余地があるが、TPPに関しては関税撤廃の例外はなく、関税をゼロにするということが大原則であるので、その点も確認し

ていただいて、今後のこの問題に対する対応を進めていただきたいと考えているが、いかがか。

### 二回目の市長答弁

TPPにおける関税の撤廃については、原則として例外が認められないことは、十分に認識している。

私は、TPPへの参加に賛成しているものではなく、昨年、政府において、「情報収集を進めながら対応していく必要がある、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と閣議決定がなされたことから、今後、十分に議論を尽くし、国民の合意を得た上で、参加、不参加を決めることが望ましいと考えている。



全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

佐藤みどり 議員



## コミュニティセンターの管理運営について

### 一回目の質問

平成十五年の地方自治法の改正により、平成十八年度より多くの公共の施設に「指定管理者制度」が導入された。

この制度導入の大きな目的は、市民サービスの向上と、経費の削減である。文化施設、スポーツ施設、医療関係施設等と共に市のコミュニティセンターもこの制度が導入されたが、今年度で五年の契約期間が終了し、他の施設は再び今議会で指定管理者の指定を行うが、市のコミュニティセンターは元に戻し市の直営で

行うとお考えのようである。

一点目として、今回どうして直営に戻されたのか、今後、どのような管理運営をしていくのか。

また、この五年間地域住民のために自主事業等、努力をされてきたのか。NPOや民間団体に声をかけ、受け皿の育成に取り組んできたのか。五年間の検証結果もあわせてお聞かせ願う。

二点目として、子育て中の方から高齢者までが、我が家のように気楽に集い合える場所がコミュニティセンターにもあっても良いのではないかと。

地域で支え合い、安心して暮らしていくための拠点として、コミュニティセンターを活用してはどうか。三点目として、コミュニティセンターのような施設は、有効活用され利用者が増すほど維持管理には経費がかかるが、経費削減についての市長のお考えをお聞かせ願う。

### 一回目の市長答弁

コミュニティセンターの管理運営について、貸館業務と入浴を中心とした施設管理に特化し、指定管理者制度導入以前と比較して差異が見られなかったことから、直営による施設管理を行うこととした。

今後は、地域コミュニティ形成のため、NPOや民間団体等を活用し、地域内での講座や教室の開催など自主事業を展開してコミュニティ活動の企画及び推進を図るとともに、職員の勤務体制の見直し、インターネットを活用した施設予約サービスの導入など、効果的・効果的な運用を図りたい。

この五年間の取組みについて、運営協議会において、地域の祭典の実施や文化活動への協力や支援、さらには自主事業として各種教室の開催等の取組みを行ったが、参加者の減少などから目立った成果をあげることができなかった。

コミュニティセンターの活用について、人と人とのつながりが希薄になっていく時代に、高齢者をはじめとする地域の皆様がコミュニティセンターを核として、心触れ合う豊かで住み良い地域社会づくりが図れることは、非常に有意義なものであると考えている。経費削減について、コミュニティセンターの管理経

費は、現状においても必要最小限の経費で運用されている。

### 二回目の質問

運営協議会の委員は、直営に戻した場合どのようなメンバーで構成する予定か。私は、あて職ではなく、地域のいるいるな分野で活動している人たちの代表やOB、学生等女性も含め、世代を超えた幅広い方達の意見を伺うことがより充実した運営につながると思うが、お考えをお聞かせ願う。

また、直営で運営するのは次の受け皿が見つかるまでの期間とするのか、ずっと直営で運営していくのか。サービスの向上を図りながら、利用するための経費は削減せずに他の経費を削減する方法を考えてみてはどうか。

### 二回目の市長答弁

運営協議会のメンバーについて、地域の実情に合わせて、今後、自治会長を始めとする地域の皆様方と協議・検討したいと考えている。

直営での運用期間については今後、運営状況をみながら検証したいと考えている。経費削減について、市民の皆様の利用頻度が増加すると光熱水費などの維持管理経費も、併せて増加していくものと考えており、今

般の直営による管理運営を契機として、設置目的に沿って、より一層の効率的・効果的な運用に努めたいと考えている。

## 地域密着型介護施設の拡充と介護保険料について

### 一回目の質問

平成二十三年度主要事業計画の中に、「地域介護、福祉空間整備等施設整備事業」として、二億七千四百八十五万円が予算計上された。現在計画中の地域密着型小規模特別養護老人ホーム一カ所の整備に加え、新たに小規模特別養護老人ホーム(二十九人)と、認知症対応型グループホーム一カ所(定員十八名)を整備するとの計画が示されたが、今回の施設整備にあたり、事業者の選定方法、事業開始までのスケジュールについて尋ねる。

また、地域密着型については、小学校数が目標となっているが、今後の整備計画についてお考えをお聞かせください。

制度開始時の介護保険料は、基準額で二千三百七十円であったが、三年ごとの見直しのたびに上がり、第四期計画の平成二十一年度から平成二十三年度の三年間の介護保険料基準額は、月額三千六百四十三円で当

初と比べると千二百七十三円の値上げで約三十五%上昇している。

被保険者の保険料負担の軽減を図るため、これまで積み上げてきた介護給付費準備基金の取り崩しが認可されており、この基金も財源が限られている。

第五期(平成二十四、二十六年)の保険料の見直しに関する考え方について尋ねる。また、介護保険に頼らない取り組みが何よりも大切であると思うが、介護保険料を抑制するための施策についての考え方もお聞かせ願う。

### 一回目の市長答弁

地域密着型介護施設の整備は、昨年七月に事業者の公募を行い、その後、地域密着型介護サービス事業者選考委員会による書類及び面接審査を経て、先月末で、小規模特別養護老人ホーム二事業者、グループホーム一事業者の選定を終了している。

平成二十三年度には、施設の建設、地域密着型介護事業者の指定を行い、平成二十四年四月からサービスを開始するスケジュールとなっている。地域密着型介護施設の整備計画については、平成二十三年度の「第五期介護保険事業計画」策定に向けて、地域バランスも考慮しながら事業を進めたいと考えて



宅幼老所 愛ぶんぶんにて（長野県松本市）

いる。  
第五期計画における介護保険料の見直しについて、平成二十四年度からの三年間の介護保険料は、第五期計画において決定することとしており、保険料の上昇抑制の方策を検討し、国の制度改正も踏まえながら、適正な保険料の設定を行っていく。

今後は、介護保険料を抑制するための施策として、高齢者の健康づくりはもとより、社会活動、生きがいづくり、生活支援など介護予防に資する高齢者支援事業の取組みを積極的に推進したいと考えている。

二回目の質問

介護予防に関する高齢者支援事業への取り組みにつ

いても、もう少し具体的にお願いがせ願う。また、昨年九月に開始した、介護支援ボランティア制度が、六ヶ月経過した。現状と、今後の取り組みについてお聞かせ願う。また、すでにこの制度に登録している方、これから登録される方を対象に、介護支援ボランティアに関する研修会を行うことも大切であると思うが、どのようにお考えか。

高齢者支援事業の一つである、高齢者の居場所づくり、コミュニティカフェ等については今後、行政としてどのように取り組んでいけるのか、国の交付金等利用できるものはないか。

二回目の市長答弁

介護保険法に基づく「運動器の機能向上」、また、「高齢者等外出支援」の自立支援一般事業など、一人ひとりの高齢者の状況に応じた事業を実施している。

市民生活部長答弁

介護ボランティア制度の実施状況について、先月末現在、四十人の方がボランティア登録を行い、十三の介護事業所にその受入先として協力を頂いた。

今後は、登録者の増加に向けた広報活動を強化し、活動内容や活動場所の拡大についての検討・研究を進め、また、状況に応じて研修会を開催して参りたい

考えている。  
高齢者の居場所づくりについて、地域における自主的な取組みに対し、積極的に支援を行って参りたいと考えている。また、国の制度の活用については、新たに創設された地域支え合い体制づくり事業等の活用を検討して参りたいと考えている。

不登校問題への対策について

一回目の質問

不登校対策には初期対応が一番重要であると思う。学校と、家庭、地域との連携はもとより、教育研修所、スクールカウンセラー、学校支援員、学校訪問アドバイザーの皆さんが、いかに連携を密にし、役割を果たしていくかが重要になってくる。これらの連携と役割についてどのようにお考えか尋ねる。

二点目として電話相談、相談室、適応指導教室等いろいろあるが、窓口は一本化にすることが必要であると思うが、窓口の対応と適応指導教室の具体的な考え方について尋ねる。

また、不登校生徒への対応として、生徒の家に掛けているかどうか、家庭訪問についてどのようにお考えかお聞かせ願う。

三点目として、学校に行けない子供の居場所づくりは、現在の教育委員会の片隅では、なかなか足を運びにくいと思う。周りに遠慮無く出入りでき、落ち着いた環境の中で、ご指導頂ける場所づくりが大切である。この点についてお考えをお聞かせ願う。

四点目として、訪問アドバイザーは現在、校長先生OBで行っており、不登校生にも様々なケースが考えられるので、多方面から考えると、不登校生を抱えた実体験を持つ保護者の方等も視野に入れ、お手伝い頂くことも効果的であると思う。スタッフについての考え方をお聞かせください。

一回目の教育長答弁  
不登校対策における学校、家庭、地域との連携と役割について、教育委員会が主体となり、教育研修所、訪問アドバイザー、自立支援指導員及び関係機関で構成する学校支援チームにおいて、児童生徒が一日も早く学校に戻れるように効果的な支援を行っているところである。

不登校生徒への対応について、児童生徒及び保護者から、より相談しやすい窓口を広げておく環境が相談者にとって有効だと考え、家庭への訪問については、病気以外で月に7日以上欠席した児童生徒に対し、関係者が家庭を訪問し直接対応している。又、適応指導教室の考え方については、学校と家庭の中間的な存在であり、学校不応を起した児童生徒を温かく迎え、再登校を促す教室の役割は、大変重要であると考えている。

不登校生徒の居場所づくりについて、空き店舗などを活用した、子どもの行きやすい場所を確保し、児童生徒個々の状況に応じて、柔軟に対応のできる専門施設の設置を図って参りたいと考えている。

訪問アドバイザーとしてのスタッフについて、不登校生徒を抱えた実体験を持つ保護者の方から意見等お聞きすることは、大変参考になると思うので、機会があれば講演会などの開催も必要ではないかと考えている。

二回目の質問  
不登校対策の初期対応として相談窓口一本化は、初めて相談される方が、どこに相談して良いか迷わないように、また広く市民に周知するためにしつかりした代表の窓口を一つ設置しておき、誰でも気軽に相談できるようなしておくことが必要ではないか。

不登校の場合、精神面が大きく作用するケースが多いことから、相談室は、安心して相談できる環境が大

切で、不登校生徒の居場所づくりも同様のことか当てはまる。また、保護者がある程度一緒に乗り越えていくことが子供の支えになるので、その意味からも保護者へのサポートは非常に重要である。

窓口の設置、居場所づくりと保護者へのサポート対策についてお考えをお聞かせ願う。

二回目の教育長答弁  
子どもの居場所づくりと保護者へのサポートについて、新年度において新たな教育相談場所の確保に向けて準備を進めているところである。

不登校は、いじめ、友だち、勉強及び家庭環境など、多種多様な問題に起因すると考えられる。

このようなことから、当然、児童生徒のみならず保護者へのサポートもきめ細かく総合的に対応する必要があると考えている。

教育部長答弁

初期対応としての代表窓口の設置は、教育研修所内に教育相談専用電話を設置し、教育相談員が、総合的な窓口としての役割を果たしている。

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館にて閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

宮下 正男 議員



## 市民参加と市民協働によるまちづくりについて

### 一回目の質問

この質問は、平成二十二年三月及び九月議会で行いました一般質問の「地域主権と地域内分権」が前提になっており、私と市長の考えが大きく食い違っており、「見解の相違」ということで止まっている。そこで今回は「地域主権」や「地域内分権」の前提となっている「市民参加と市民協働」まで考え方を戻し市長の見解をお聞きしていきたい。市民参加という言葉が自

治体の現場に登場したのは一九七〇年代とされている。それから四十年が経過し、全国的にさまざまな市民参加の仕組みが実施されており、一段と質の高いまちづくりが推進されている。

市民参加の内容としては「企画立案と計画段階」「実施段階」「評価改善段階」等があり、市民参加で企画立案された事業の実施には、実際に市民が参加できるよう配慮することが重要であるとされている。

また、一九九〇年代以降を「自治体と市民の協働の時代」とも位置づけられ、「協働」は市民参加が担保されてこそ成り立つものとされている。市民参加の「企画立案」では、まず現状を知ることから始まり、途中経過や結果の情報ばかりでなく検討に着手する前の情報も提供し合うという情

報の共有が不可欠となる。そして、これらの積み重ねがあって、まち全体に地域内分権が根付き市民自治へと進んでいくものと考えられる。

以上、雑ばくではあるが、一般的な考え方を述べさせていただいた。これらの事につき市長のお考えをお聞かせ願う。

### 一回目の市長答弁

近年、人口減少や少子・高齢化の進展、コミュニティ意識の希薄化や形骸化などにより、地域社会において多くの課題が発生している。

このような課題を抱える地域社会においては、従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースも多くなっており、市民と行政との協働による問題解決が重要とされている。地域の課題は、住民自らが互いに協力し助け合いながら、地域住民が主体となり、自己決定・自己責任の原則の下、自らの手で解決していただくものであり、行政は各地域の自主性を尊重し、地域の問題意識に基づいて

取り組む諸活動を支援していくべきものと考えている。

具体的には、これまでの宮下議員の一般質問において答弁申し上げたとおり、自主防災組織の再構築、地域にある都市公園等を地元が維持管理するアダプトプログラム、有事の際に災害弱者を地元住民が連携して救援する災害時要援護者支援体制の構築等に取り組んでいる。

### 二回目の質問

ただいまの答弁は、ほとんど過去一回の一般質問に対する答弁と同じである。今回は切り口を変え、地域内分権にいたる一連の流れに対し、一般的な考え方を示して市長の考えをお聞きしたかったのだが、残念である。

もう一度簡略化し質問する。一九七〇年代から各地において様々な形で「市民参加」の行政が行われ、その後一九九〇年代の行政と市民が協働する時代を経て、今まさに「地域内分権」の必要性が叫ばれている。そして、それが市民自治の時代へと移っていくと私は考

える。「市民参加」から「市民自治」への流れはこの様な流れであると一般的には考えられているが、市長の考えをお聞かせ願う。

市長も答弁の中で言っておられるように多くの課題を抱える地域社会におき、行政は常に行財政改革、議会は議会改革を推進しなくてはならない。

そうした中であって「市民参加」と「行政と市民の協働」は大変重要な施策であり、その基本認識をしつ

かり互いに合わせねばならない。付け焼き刃的な考えや施策では時代の要求に応える事は出来ない。

次に、もう一点質問させていただきます。

市民参加で重要なのは計画段階における「市民討議」であり、市民討議の活性化は市民代表である議会の討議を活性化させ議員の持つ決議権が本来の力を示すようになるとされている。

また、市民と行政の協働を推進するにあたり、市長も常に言われておられる、新しい「公共」を形成していく上でもまず、多くの市民が公共的課題に直接関係し考え

る機会をより多く持つ事が必要と考える。それらの中心となるのが「市民討議」であり、二〇〇六年以降日本においては、日本青年会議所がボトムアップの形で市民討議会を実施しているようである。新しい市民参加のツールとして確立させてもよいのではないかと。市長の考えをお聞かせ願う。

### 二回目の市長答弁

まず、市民参加と市民協働によるまちづくりについてであるが、地域の課題は、地域住民が主体となり、自己決定・自己責任の原則の下、自らの手で解決していくことが最も望ましいことから、市民と行政との協働により、市民の皆様すべてが生活の豊かさ、心の豊かさを実感できる「まちづくり」を実現することは、大変重要であると認識している。

次に、市民討議についてであるが、本市においては、市民の代表として構成される市議会をはじめ、有識者や地域代表者などで構成する各種の審議会や委員会

あるので、市民討議会については、その検討内容や役割、有効性などについて、今後、総合的に研究すべきものと考えている。

## 市民への情報公開について

### 一回目の質問

約三十年前、地方自治体が国に先がけて情報公開の制度化に着手したころ、よく言われた言葉が「情報公開なくして市民参加なし」であります。

自治体の情報を公開することで市民参加を促し、それにより地域の問題を解決する事が本来の地方自治の姿であるとされた。情報公開なくして市民参加なし、市民参加なくして市民協働なし、市民協働なくして地域内分権なしとなり、市民への情報公開が全ての基本であると考えられるが、まずこの点について市長の考え方をお聞かせ願う。

情報公開条例は、市民の知る権利を保障し行政の説明責任を果たすことを目的としている。

富士吉田市の情報公開条例が制定された直後に私は市議会議員になり、その一期目より情報公開の対象機関として議会を入れるべきである。また、「説明責任」と「知る権利」さらには、何人も」を条本文の中に記すべきであると主張してきた。その結果、約十年して

やっと議会が対象機関として明記され「説明責任」も明文化された。市長も言うておられる「新しい公共」の時代の中にあつて、全ての市民と情報の共有化を図ることで行政が透明化し「開かれた公共性」が保障され「新しい公共」がもたらされる。このことから一連の情報公開条例の改正はおおいに評価されるべきものであると思うが、市長の見解をお聞かせ願う。

国は昨年八月、情報公開法の改正に関する論点整理を行なっている。その中で、地方自治体の留意点として「知る権利を明記してない情報公開条例は改正されるべきである」としている。我市の条例もまだ明記されていないが、国の「知る権利を明記すべ

き」とする考えに対し市長の見解をお聞かせ願う。

### 一回目の市長答弁

まず、情報公開についてであるが、市が積極的に情報を公開し、市民と行政における情報の共有化を図ることは、行政と市民が一体となった地域の問題解決を行うための重要な施策であると考えている。

こうしたことから、今後においても、市が保有する情報は市民の共有の財産であるとの基本的理念に基づき、市政の透明性の確保、市民の市政に対する理解と信頼の深化に努めていく。

次に、富士吉田市情報公開条例の改正についてであるが、平成二十年三月に議会提案により行なわれた条例改正、また、昨年三月における条例改正のいずれにつきましても、大変意義のあるものと認識している。

次に、条例への知る権利の明記についてであるが、国の行政透明化検討チームによる情報公開制度の改正の方向性に関する論点整理において、「国民の知る権利の保障の観点を法律に明

示するべき」と指摘されている。この件については、現在、国において協議がなされているところであるので、今後、国の動向を注視していく。

### 二回目の質問

「市民への情報公開について」は、ほぼ同じ考えであると理解できた。そこでお聞きするが、堀内市長さんが現在行っている行政情報の公開方法や内容は今のままで充分と考えるか、あるいは改善の余地ありと考えるか、現状に対する感想をお聞かせ願う。

情報公開の重要性が一致したところでもう一点お聞きする。

約三十年前、地方自治体が国に先がけて情報公開の制度化に着手、「情報の公開なくして市民参加なし」と言われた。

地域社会の問題を解決することが情報公開制度が目指す「市民自治」の一步であることは先ほども申し上げた通りである。

市長は新年度予算の中でも「コミュニケーションの充実」や「市民参加」を明記され、地

域主体のまちづくりを打ち出された。それだけの方針を打ち出されたからには「市民の知る権利」を、国の動向に注視するという姿勢でなく、もつと積極的に我市の情報公開条例に明記すべきであると考えるが、もう一度この事をふまえて市長の考えをお聞かせ願う。

くれぐれも一回目の答弁と同じにならないよう、また、明記する考えがないようでしたらその理由、もし、未だ国の動向を注視するとされるのであれば、なぜ注視しなければならぬのかをもお聞かせ願う。

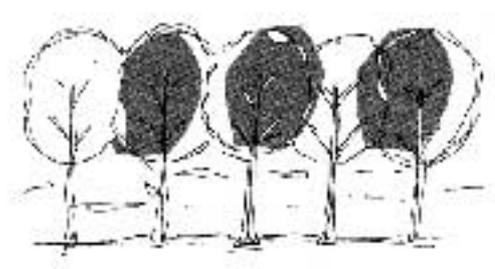
### 二回目の市長答弁

まず、行政情報の公開方法等についてはであるが、本市では平成十年十二月に制定した情報公開条例により、公正で透明な市政運営が図られているものと認識している。

次に、「市民の知る権利」についてであるが、「知る権利」は、表現の自由に根拠を置く、自由に情報を受け取る権利として憲法上保障されるべき権利であると考えている。本市において

は、より充実した情報公開制度を確立するため、昨年3月に情報公開条例の一部改正を行い「市政に関し市民に説明する責務」を明文化したところであり、これにより「知る権利」が担保され、一層公正で透明な市政運営が図られているものと考えている。

このようことから、「知る権利」の明記については、現在のところ考えていない。



## 議案の審議結果（3月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第1号	平成23年度富士吉田市一般会計予算	可決	予算総額179億7,800万円で、前年対比7.4%減。主な歳入は市税59億2,500万円余り、地方交付税26億5,000万円、国・県支出金34億6,700万円余り、分担金及び負担金13億500万円余り、市債13億6,400万円余り、その他の収入32億6,500万円余り等。主な歳出は物件費37億6,696万1千円、人件費29億11万7千円、公債費21億209万4千円、補助費等19億3,237万円、扶助費27億9,512万円6千円、投資的経費等44億8,133万2千円等。
議案第2号	平成23年度富士吉田市下水道事業特別会計予算	可決	予算総額13億7548万3千円で、前年対比1.8%増。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共・流域下水道整備事業費等。
議案第3号	平成23年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額57億2,302万7千円で、前年対比1.1%増。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第4号	平成23年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	可決	予算総額7億7,262万4千円で、前年対比5.7%増。歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第5号	平成23年度富士吉田市介護保険特別会計予算	可決	予算総額28億9,371万6千円で、前年対比2.7%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第6号	平成23年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額1,854万5千円で、前年対比1.6%減。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第7号	平成23年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額1億9,644万5千円で、前年対比16.2%増。歳出の主なものは人件費、修繕工事費等。
議案第8号	平成23年度富士吉田市大明見水道特別会計予算	可決	予算総額は1億6,935万6千円で、前年対比42.6%増。歳出の主なものは大明見水道施設整備事業費等。
議案第9号	平成23年度富士吉田市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入70億9,938万4千円、同支出70億1,140万6千円、資本的収入3億2,461万1千円、同支出4億1,218万6千円とするもの。
議案第10号	平成23年度富士吉田市水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億3,240万7千円、同支出5億1,429万円、資本的収入3億7,632万9千円、同支出5億8,019万1千円とするもの。
議案第11号	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	可決	平成23年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するもの。
議案第12号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の軽減割合について、所要の改正を行うもの。
議案第13号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率引き上げを一年延長するため、所要の改正を行うもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第14号	富士吉田市特別会計条例の一部改正について	可決	老人保健特別会計の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第15号	富士吉田市地域包括支援センター及び富士吉田市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	在宅介護支援センターを地域包括支援センターに統合し、機能強化を図るため、所要の改正を行うもの。
議案第16号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	老朽化した木造一戸建住宅の取り壊し及び市道新倉南線整備に伴う県営住宅の移譲に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第17号	市道の廃止について	可決	新たな大明見古宮線を市道認定することから、従前の大明見古宮線を廃止するもの。
議案第18号	市道の認定について	可決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、大溝上線、西原30号線、西原31号線、西原32号線及び大明見古宮線を市道認定するもの
議案第19号	富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立市民ふれあいセンターの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第20号	富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第21号	富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市地域福祉交流センターの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第22号	富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立老人福祉センターの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第23号	富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田臨床検査センターの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第24号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について	可決	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第25号	富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について	可決	富士吉田市民の体育施設の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第26号	町の区域及び名称の変更について	可決	緑ヶ丘二丁目編入地区の住居表示について、下吉田の一部を緑ヶ丘二丁目編入することについて、本年4月25日から、また、下吉田南部国道139号周辺地区の住居表示について、新町名を下吉田一丁目から五丁目までとし、松山の一部を松山一丁目編入することについて、本年10月11日から実施するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第27号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	可決	歳入歳出にそれぞれ9億8,041万9千円を追加し、総額を208億1,352万9千円とするもの。
議案第28号	平成22年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億1,111万7千円を追加し、総額を29億2,462万7千円とするもの。
議案第29号	平成22年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ180万円を減額し、総額を1,703万8千円とするもの。
議案第30号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)	可決	歳入歳出にそれぞれ9,377万3千円を追加し、総額を209億730万2千円とするもの。

## 議案の審議結果(5月臨時会)

議案番号	件名	結果	内容
報告第1号	専決処分報告について(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)	承認	「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、国保税における基礎課税額等の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの
報告第2号	専決処分報告について(富士吉田市国民健康保険条例の一部改正)	承認	「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、緊急少子化対策として実施してきた出産育児一時金の暫定的な引き上げ措置について恒常化するため、所要の改正を行うもの
報告第3号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市一般会計補正予算第7号)	承認	歳入歳出にそれぞれ4,139万円を追加し、総額を209億4,869万2千円とするもの
報告第4号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市下水道事特別会計補正予算第2号)	承認	歳入歳出からそれぞれ5,550万円を減額し、総額を12億9,850万4千円とするもの
報告第5号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第2号)	承認	歳入歳出からそれぞれ1億3,200万円を減額し、総額を55億3,746万3千円とするもの
報告第6号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算第1号)	承認	歳入歳出にそれぞれ49万1千円を追加し、総額を819万8千円とするもの
報告第7号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号)	承認	後期高齢者医療保険料900万円を減額し、一般会計繰入金900万円を増額したもの
報告第8号	専決処分報告について(平成22年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算第1号)	承認	歳入歳出からそれぞれ626万円を減額し、総額を1億1,247万円とするもの
報告第9号	専決処分報告について(富士吉田市税条例の一部改正)	承認	「地方税法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、東日本大震災に係る雑損控除及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限に特例を設けるため、所要の改正を行うもの
議案第31号	富士吉田市副市長の選任について	同意	富士吉田市副市長に前田重夫氏(西桂町下暮地644番地)を選任するもの
議案第32号	富士吉田市監査委員の選任について	同意	富士吉田市監査委員に戸田元氏(上吉田5540番地6)、松野貞雄氏(大明見155番地1)、長田豊明氏(上吉田5538番地)を選任するもの